

令和5年11月15日
高 齢 福 祉 部
介護予防・地域支援課

地域包括支援センターの体制強化について

1 主旨

地域包括支援センター（あんしんすこやかセンター）は、介護保険法第115条の46に基づき包括的支援事業の実施を委託した法人により設置しており、地域包括ケアの地区展開において、区内28か所にまちづくりセンター及び社会福祉協議会地区事務局とともに福祉の相談窓口として運営している。

今般、要介護度の増す後期高齢者の増加や社会情勢の変化とともに、地域包括支援センターへの相談件数は高齢者人口の増加以上に伸びている。また、コロナ禍での外出自粛などを機に、高齢者の生活実態が変化し、心身機能の低下や孤立が深刻化しており、大きな課題となっている。さらに、相談内容は複雑化し困難事例への対応が増えており、職員一人当たりの業務量も増大している。

このため、「世田谷区地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例（以下「条例」という。）」にて定める配置区分を細分化し、より実際の業務量に見合う職員数を配置するよう人員体制の強化を図る。

2 現状と課題

（1）人員体制の不足

地域包括支援センターは、条例第4条に規定する職種と人員を配置することとしている。また、それに加え地域包括ケアの地区展開の取り組みのため、地域包括支援センター運営法人との契約において、さらに常勤換算1.2人以上の人員を配置することとしている。

平成30年3月の条例改正以降、地域包括支援センターへの相談件数は、令和元年度の135,901件から令和4年度には183,997件と1.35倍に増加したが、これは高齢者人口の増加（令和元年度181,796人、令和4年度186,486人と1.03倍に増加）を大幅に上回っている。一方で、相談窓口自ら来ることのできない方へのアプローチとなる実態把握訪問や高齢者の見守りに係る実施件数は、横ばいとなっており、日々の相談業務等に追われ、十分に手が回らない状況となっている。また、業務の内容を見ても認知症や精神障害、ひとり暮らしの見守りが必要な高齢者等、社会情勢の変化に伴う相談内容の複雑化によって相談件数に現れない業務も増加しているほか、高齢者のデジタルデバインド対策やSNS等の広報にも取り組むなど、多様な業務へのマネジメント機能の強化も必要となっている。

さらに令和2年度に制定された世田谷区認知症とともに生きる希望条例に基づく希望計画の推進や介護予防対象者の把握業務における対象者の拡大等にも取り組んでおり、今後も、第2期認知症希望計画における地域づくりの推進などの業務拡大が想定されている。

これらにより、区での地域包括支援センターの業務は、本来事業に加え関連事業や区独自事業も含め今後も増加する見込みであり、人員体制の強化が不可欠となっている。

さらに、現行の条例では、高齢者人口3,000人ごとの区分により人員配置基準を定めて

いるが、区分ごとの業務量の差が、今後も拡大する見込みである。このため、条例の人員配置基準の区分を細分化することにより、実際の業務量に見合う職員数を配置する必要がある。

(2) 狭い執務スペース

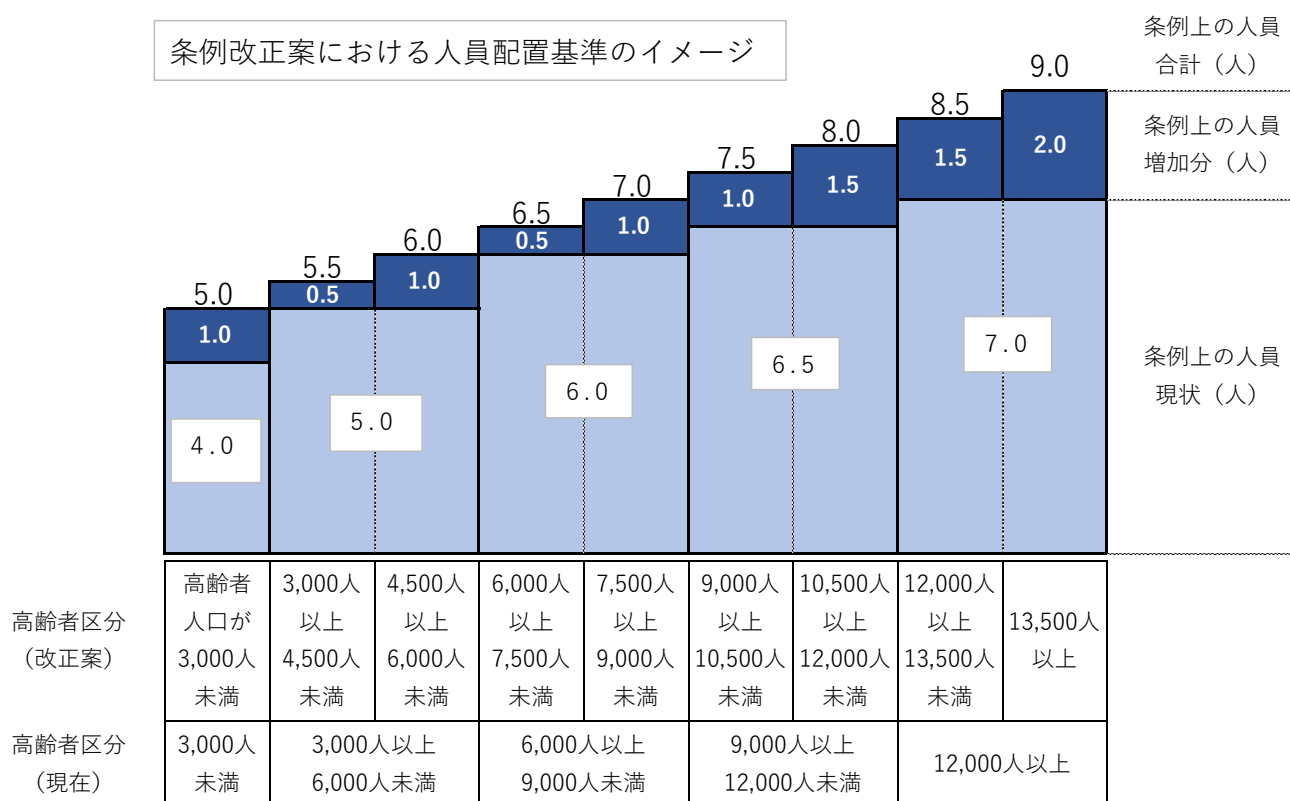
地域包括支援センターは、福祉の相談窓口としてまちづくりセンター及び社会福祉協議会地区事務局と同一の建物内に設置されているが、現時点でも狭い執務環境であり相談スペース等が不足している状況である。また、今後の人員体制の拡充に伴う執務スペースの確保が難しい状況である。

3 新たな取り組み

(1) 人員配置基準の見直し

業務執行に必要な人員をきめ細かく確保し、区民サービスを向上していくために人員体制の拡充を行う。

拡充にあたっては、高齢者人口が3,000人以上の地区において、現在3,000人ごとに定めている職員の配置基準の区分を1,500人ごととし、高齢者区分が上昇するごとに配置人数が0.5人ずつ増加するように改める（下図のとおり）。



条例改正前後の配置基準の比較

条例改正前			条例改正後			
高齢者区分	高齢者人口	配置基準(人)	高齢者区分	高齢者人口	配置基準(人)	差(人)
0	3,000人未満	4	0	3,000人未満	5.0	1.0
1	3,000人以上6,000人未満	5	1	3,000人以上4,500人未満	5.5	0.5
2	6,000人以上9,000人未満	6	2	4,500人以上6,000人未満	6.0	1.0
3	9,000人以上12,000人未満	6.5	3	6,000人以上7,500人未満	6.5	0.5
4	12,000人以上	7	4	7,500人以上9,000人未満	7.0	1.0
			5	9,000人以上10,500人未満	7.5	1.0
			6	10,500人以上12,000人未満	8.0	1.5
			7	12,000人以上13,500人未満	8.5	1.5
			8	13,500人以上	9.0	2.0

※条例上の人員の職種については、社会福祉士、主任介護支援専門員、保健師等（以下、「三職種」という。）を1人ずつ常勤職員として配置したうえで、当該3人を超える部分の職種については、1人を除いて三職種または介護支援専門員を配置する。なお、事業者が任意に加配する職員については、職種の制限はない。

(2) 執務スペースの確保

配置基準の見直しによる人員体制の拡充にあたっては、執務スペースの適切な確保に向けて、現在策定中の「世田谷区公共施設等総合管理計画一部改訂（第2期）」との整合を図りつつ、現在の各まちづくりセンター建物内にある三者の配置状況を踏まえた検討を進める。

4 事業者選定

地域包括支援センターの事業者選定は、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の計画期間を踏まえ、原則6年度ごとに行うこととしており、前回は令和元年度～6年度の運営事業者を平成30年度に選定した。このたびは、令和7年度からの事業者を上記条例改正（案）の基準を踏まえた募集条件により、令和6年3月に公募し、令和6年度にかけ、学識経験者、区民、地域団体及び行政で構成される選定委員会を設置し、プロポーザル方式により事業者を選定する。

選定された事業者は、令和7年度より改正後の条例第4条による人員及び地域包括ケアの地区展開に必要な人員により運営を行うこととする。

5 条例の一部改正

地域包括支援センターの職員配置人数を拡充するにあたり、第1回区議会定例会において条例の一部改正について提案する。

6 概算経費

地域包括支援センター事業委託料（全28箇所の合計）

		令和5年度	令和9年度	差	
内訳	委託料総額	約12億4,700万円	約14億1,000万円	約1億6,300万円	
	一般会計	約10億3,300万円	約11億7,300万円	約1億4,000万円	
	財源	国庫補助金	約2億7,500万円	約3億1,000万円	約3,500万円
		都補助金	約1億3,900万円	約1億5,600万円	約1,700万円
		介護保険料※	約1億8,200万円	約2億600万円	約2,400万円
		一般財源	約4億3,700万円	約5億100万円	約6,400万円
	介護保険事業会計	約2億1,400万円	約2億3,700万円	約2,300万円	
	財源	国庫補助金	約9,600万円	約1億600万円	約1,000万円
		都補助金	約3,200万円	約3,500万円	約300万円
		介護保険料	約4,400万円	約5,000万円	約600万円
		一般財源	約4,200万円	約4,600万円	約400万円

※重層的支援体制整備事業における介護保険事業会計からの繰入金による

7 今後のスケジュール（予定）

- 令和6年 2月 福祉保健常任委員会
（条例の一部改正案について、事業者選定の実施について）
第1回区議会定例会（改正条例案の提案）
- 3～8月 プロポーザル方式による事業者選定
- 9月 福祉保健常任委員会（選定事業者の報告）
- 9～12月 プロポーザル方式による事業者選定の再実施
（事業者が決まらなかった地区）
- 令和7年 4月 改正条例施行
選定された事業者による運営開始

○世田谷区地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例

平成27年3月9日条例第16号

改正

平成30年3月6日条例第31号

世田谷区地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46第5項の規定に基づき、地域包括支援センター（以下「センター」という。）において包括的支援事業を実施するために必要な基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）において使用する用語の例による。

(基本方針)

第3条 センターは、次条に掲げる職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、各被保険者が介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用することができるように導き、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。

2 センターは、包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービス事業者その他サービス事業者、社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会、医療機関、民生委員、被保険者の日常生活の支援に関する活動に携わるボランティアその他の関係者との連携に努めなければならない。

3 センターは、世田谷区地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。

(地域包括支援センターの職員に係る基準)

第4条 センターには、当該センターの職務に専ら従事する常勤の職員として、次の各号に掲げる者につき当該各号に定める人数を配置するものとする。

- (1) 保健師又はこれに準ずる者 1人
- (2) 社会福祉士又はこれに準ずる者 1人
- (3) 主任介護支援専門員又はこれに準ずる者 1人

2 センターには、次の表の左欄の区分に応じ、同表の右欄に定める人数以上の職員を前項に規定

する職員に加えて配置するものとする。

担当する区域における第1号被保険者の数	加えて配置すべき人数
おおむね3,000人未満	1人
おおむね3,000人以上6,000人未満	2人
おおむね6,000人以上9,000人未満	3人
おおむね9,000人以上12,000人未満	3.5人
おおむね12,000人以上	4人

備考

- 1 担当する区域における第1号被保険者の数（以下「1号被保険者数」という。）がおおむね3,000人以上6,000人未満であるセンターに加えて配置すべき職員2人以上のうち、1人は前項各号に掲げる者（以下「専門3職種」という。）のいずれかに該当する者又は介護支援専門員でなければならない。
- 2 1号被保険者数がおおむね6,000人以上9,000人未満であるセンターに加えて配置すべき職員3人以上のうち、2人は専門3職種のいずれかに該当する者又は介護支援専門員でなければならない。
- 3 1号被保険者数がおおむね9,000人以上12,000人未満であるセンターに加えて配置すべき職員3.5人以上のうち、2.5人は専門3職種のいずれかに該当する者又は介護支援専門員でなければならない。
- 4 1号被保険者数がおおむね12,000人以上であるセンターに加えて配置すべき職員4人以上のうち、3人は専門3職種のいずれかに該当する者又は介護支援専門員でなければならない。
- 5 1週間当たりの勤務時間（以下この号において「週勤務時間」という。）が前項に規定する職員の週勤務時間より短い職員については、当該職員の週勤務時間を同項に規定する職員の週勤務時間で除して得た値（その値に小数点以下第2位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）をその人数とみなしてこの表を適用する。

一部改正〔平成30年条例31号〕

（委任）

第5条 この条例の施行について必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月6日条例第31号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。